

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

〔 主な実施機関
県（都市計画課、建築課、住宅課）、市町 〕

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理

県、市町等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

県、市町等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

県、市町等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(2) 市街地再開発事業

県、市町等は、市街地の計画的な再開発を行い、耐火性・耐震性の高い建築物への更新を図る。

(3) 住宅地区改良事業

市町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(4) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(5) 地区計画による防災まちづくり

市町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく県耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、建築課）、警察本部、市町 〕

1 公共建築物等の災害予防

(1) 県は、震災時において応急対策活動の拠点となる県有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

① 防災上重要建築物の指定

- ・ 災害応急対策指揮・ —— 本庁舎、合同庁舎、土木事務所、保健福祉事務所、
実行、情報伝達等施設 港湾及び上下水道管理事務所
- ・ 避難収容施設 —— 県立学校、体育館、その他主要施設
- ・ 救護施設 —— 病院
- ・ 要援護者施設 —— 社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努めるものとする。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

④ 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

(2) 警察本部は、災害時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。

(3) 市町は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進する。また、震災時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難場所の安全性を確保する。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

県及び市町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供

するよう努めるものとする。

(2) 耐震改修の促進

県及び高松市は、住宅金融支援機構の融資制度等の活用や啓発を通じて、住宅等の建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るとともに、技術的な指導助言を行う。

(3) 特殊建築物の防災指導

県及び高松市は、旅館、ホテル、物品販売店舗等不特定多数の利用者を収容する特殊建築物について、査察等を通じて、構造耐力、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県及び高松市は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

県及び市町は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

県及び高松市は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

県民は、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

県及び高松市は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

3 家具等の転倒防止対策

県及び市町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

県民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

4 被災建築物応急危険度判定

県は、地震により被災した建築物の危険度を判定するため、応急危険度判定士の育成を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（みどり整備課、河川砂防課、建築課）、市町 〕

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

- (1) 県は、土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。
 - ① 砂防事業
県内に 2,803 箇所ある土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を行う。
 - ② 急傾斜地崩壊対策事業
県内に 3,634 箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ 2,820 箇所、人工がけ 814 箇所）について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。
 - ③ 地すべり対策事業
県内に 117 箇所ある危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を行う。
 - ④ 治山事業
県内に 3,383 箇所ある山地災害危険地（崩壊土砂流出危険地 2,072 箇所、山腹崩壊危険地 1,309 箇所など）について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。
- (2) 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。
- (3) 県及び市町は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- (4) 市町は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。
- (5) 県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

2 液状化災害の予防対策

- (1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法などがあり、埋立地等液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、県は、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

- (2) 県及び市町は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

[参考資料]

- 4－ 6 急傾斜地崩壊危険箇所
- 4－ 7 土石流危険溪流
- 4－ 8 地すべり危険箇所
- 4－ 1 1 山腹崩壊危険地区
- 4－ 1 2 崩壊土砂流出危険地区

第4節 津波災害予防計画

津波等の災害を防止するため、海岸保全事業の施行により海岸保全施設等の維持、整備を図るとともに、津波に対する知識の普及、津波避難体制の整備等により津波予防対策に努める。

〔 主な実施機関
県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）
市町、四国地方整備局 〕

1 海岸保全施設の整備等

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域、その他の海岸）がこれを所管している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業、局部改良事業等により海岸保全施設の整備を行う。

2 津波に関する知識の普及等

(1) 県及び市町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波警報や避難指示の意味合いを広く啓発し、適切な避難活動につなげられるよう努める。

(2) 県及び市町は、津波危険予想地域の住民等に対して、広報誌等を活用して、津波警戒に関する次の内容の普及を図る。

- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。
- ・ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

3 避難体制の整備

市町は、津波避難計画を策定するとともに、避難に適切な場所、避難路を指定・整備し、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど平常時から周知を図る。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定に努める。

また、高齢者、障害者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努める。

[参考資料]

- 6－7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 6－8 津波警報受信伝達系統表

第5節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 県及び市町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市町は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 市町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (3) 市町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備

- (1) 市町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市町は、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水、海水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第6節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、薬務感染症対策課）、市町、中国四国産業保安監督部四国支部 〕

1 概要

本県には、消防法に基づく危険物施設が 5,032 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が 906 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が 126 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 46 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

県及び市町は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 県及び市町は、危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

3 資機材の整備等

市町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

県及び市町は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

[参考資料]

- 5-1 危険物施設
- 5-2 高圧ガス関係事業所
- 5-3 火薬類関係営業者
- 5-4 毒物劇物営業者
- 5-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

第7節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

主な実施機関
県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、高松空港事務所、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、対策工法を決定し、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進するとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置、無線回線付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように整備点検、補修工事等を行う。
- (2) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を補強するとともに、防災上重要な高松港、坂出港等において耐震強化岸壁の整備に努める。また、震災時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。
- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- ・ 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

6 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、震災時の応急復旧体制の整備に努める。

7 廃棄物処理施設

市町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

8 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第8節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関
県（水資源対策課、下水道課、水道局）、市町、四国地方整備局
(独)水資源機構、四国電力(株)高松支店、中国電力(株)岡山支社
四国ガス(株)高松支店、NTT西日本(株)香川支店、NTTドコモ四国(株)

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、地震による被害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の整備を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

県及び市町の水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設

県及び市町は、地震による施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第9節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 消防施設等

- (1) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

〔参考資料〕

- 7－ 1 消防本部現勢
- 7－ 2 消防団現勢
- 7－ 3 消防水利の現況
- 7－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

2 通信施設等

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ・ 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ・ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ・ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ・ 地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

- (2) 市町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

[参考資料]

- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 8－ 2 香川県防災行政無線施設
- 8－ 3 市町防災無線通信施設
- 8－ 4 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- 8－ 5 香川県水道無線局
- 8－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－ 7 孤立防止用衛星電話設置一覧
- 8－ 8 災害対策用無線機無償貸与制度
- 8－ 9 災害対策用衛星携帯電話緊急貸与制度
- 8－ 10 香川県地方通信ルート

3 防災拠点施設等

県は、平常時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、災害時には災害応急対策の拠点施設として、また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設、備蓄倉庫等を備えた拠点施設の整備に努める。

4 その他施設等

- (1) 県及び市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 県及び市町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 県は、空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- (4) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

- 7－ 5 香川県防災資機材保有状況
- 16－ 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16－ 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16－ 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16－ 6 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 17－ 12 地震防災緊急事業五箇年計画

第10節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 職員の体制

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な不可欠な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

2 防災関係機関等相互の連携体制

(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

(2) 警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、広域緊急援助隊の整備を図る。

(3) 市町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

(4) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

また、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

(5) 県は非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

3 防災中枢機能等の確保、充実

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－ 1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2－ 2 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- 2－ 3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2－ 4 防災相互応援協定（岡山県）
- 2－ 5 香川県消防相互応援協定
- 2－ 6 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2－ 7 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2－ 8 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書
- 2－ 3 4 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）

第 1 1 節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

〔 主な実施機関
県（医務国保課、薬務感染症対策課）、市町
（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部 〕

1 初期医療体制の整備

- (1) 市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- (2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備する。
- (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムを整備する。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 県及び市町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努める。

3 医薬品等の確保

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制を整備する。

4 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

[参考資料]

- 2-28 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2-29 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書
- 9-1 香川県医療救護計画
- 9-2 大災害時の医療救護体制
- 9-3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 9-4 標準備蓄医薬品等一覧
- 9-5 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 9-6 災害時の血液の確保系統図
- 9-7 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

【DMAT指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧】

	地区	番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話	
DMAT指定病院	高松	1	香川大学医学部附属病院	613	2	木田郡三木町池戸 1750-1	087-898-5111	
		2	県立中央病院	631	1	高松市番町 5 丁目 4-16	087-835-2222	
		3	高松赤十字病院	601	1	高松市番町 4 丁目 1-3	087-831-7101	
	中讃	4	善通寺病院	301	2	善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-2211	
		5	回生病院	402	2	坂出市室町 3 丁目 5-2 8	0877-46-1011	
	三豊	6	三豊総合病院	519	2	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366	
災害拠点病院	大川	1	さぬき市民病院	416		さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521	
	小豆	2	内海病院	196		小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-2121	
	高松	3	県立中央病院	631		高松市番町 5 丁目 4-16	087-835-2222	
		4	高松赤十字病院	601		高松市番町 4 丁目 1-3	087-831-7101	
	中讃	5	善通寺病院	301		善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-2211	
	三豊	6	三豊総合病院	519		観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366	
広域救護病院	大川	1	県立白鳥病院	150	1	東かがわ市松原 936	0879-25-4154	
		2	さぬき市民病院	416	3	さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521	
	小豆	3	内海病院	196	1	小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-2121	
		4	土庄中央病院	126	1	小豆郡土庄町湊崎甲 1400-2	0879-62-1211	
	高松	5	高松医療センター	320	1	高松市新田町乙 8	087-841-2146	
		6	国立療養所大島青松園	380	1	高松市庵治町 6034-1	087-871-3131	
		7	香川大学医学部附属病院	613	3	木田郡三木町池戸 1750-1	087-898-5111	
		8	県立中央病院	631	3	高松市番町 5 丁目 4-16	087-835-2222	
		9	県立がん検診センター	0	1	高松市郷東町 587-1	087-881-5601	
		10	かがわ総合リハビリテーション病院	117	1	高松市田村町 1114	087-867-6008	
		11	高松市民病院	417	3	高松市宮脇町 2 丁目 36-1	087-834-2181	
		12	塩江病院	87	1	高松市塩江町安原上東 99-1	087-893-0031	
		13	香川病院	126	1	高松市香川町浅野 1260	087-879-2066	
		14	高松赤十字病院	601	3	高松市番町 4 丁目 1-3	087-831-7101	
		15	香川県済生会病院	198	1	高松市多肥上町 1331-1	087-868-1551	
		16	屋島総合病院	310	3	高松市屋島西町 1857-1	087-841-9141	
		17	栗林病院	271	3	高松市栗林町 3 丁目 5-9	087-862-3171	
		18	国家公務員共済高松病院	179	1	高松市天神前 4-18	087-861-3261	
		中讃	19	善通寺病院	301	3	善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-2211
			20	香川小児病院	500	3	善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885
			21	香川労災病院	394	3	丸亀市城東町 3 丁目 3-1	0877-23-3111
			22	県立丸亀病院	321	1	丸亀市土器町東 9 丁目 291	0877-22-2131
	23		坂出市立病院	216	2	坂出市文京町 1 丁目 6-43	0877-46-5131	
	24		陶病院	63	1	綾歌郡綾川町陶 1720-1	087-876-1185	
	25		滝宮総合病院	213	3	綾歌郡綾川町滝宮 486	087-876-1145	
	26		坂出聖マルチン病院	196	1	坂出市谷町 1 丁目 4-13	0877-46-5195	
	27		麻田総合病院	310	1	丸亀市津森町 2 1 9	0877-23-5555	
	28		回生病院	402	3	坂出市室町 3 丁目 5-2 8	0877-46-1011	
	三豊	29	永康病院	199	1	三豊市詫間町詫間 1381	0875-83-3001	
		30	三豊総合病院	519	3	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366	
		31	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111	
		32	岩崎病院	90	1	三豊市詫間町松崎 2780-426	0875-83-6011	
		33	橋本病院	156	1	三豊市山本町財田西 902-1	0875-63-3311	
		34	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稻 830	0875-52-2215	

(注) 1 DMAT指定病院の班数は、(医師、看護師、事務調整員)で1班

2 広域救護病院の班数は、広域救護班(原則として医師1名、看護師3名、補助者2名)の編成数

第12節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関
県（道路課、港湾課）、警察本部、四国地方整備局
高松空港事務所、西日本高速道路株、本州四国連絡高速道路株

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努めるものとする。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

(1) 道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

(2) 港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
高松港、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

3 緊急通行車両の事前届出

警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を行う。

【第1次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市坂元、高松市前田東町～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出JCT～坂出IC）
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出IC
一般国道11号高松東道路	三木町～さぬき市津田町鶴羽
国道11号	東かがわ市～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道30号	高松市鍛冶屋町～玉藻町
国道32号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道319号	丸亀市～琴平町
国道193号	高松市上天神町～三木町
国道318号	東かがわ市（全線）
国道436号	土庄町～小豆島町安田
国道438号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
県道高松空港線	高松市香南町（全線）
県道山崎御厨線	高松市中間町～檀紙町
県道三木国分寺線	高松市中間町～円座町
県道黒淵本大線	観音寺市柞田町～本大町（全線）
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間～高瀬町新名
県道高松東港線	高松市福岡町～福岡町
県道中徳三谷高松線	高松市木太町～林町
県道大内白鳥インター線	東かがわ市
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～柞田町
さぬき浜街道	高松市寿町～丸亀市昭和町
都市計画道路福岡多肥上町線	高松市松島町～伏石町
都市計画道路室町新田線	高松市室町～春日町
都市計画道路郷東西山崎線	高松市檀紙町～郷東町
都市計画道路高松海岸線	高松市寿町～春日町
市道昭和町田村線	丸亀市昭和町～田村町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
（高松港、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港）

【第2次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道377号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東
国道436号	小豆島町安田～福田
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶（全線）
県道坂出港線	坂出市寿町～富士見町
県道丸亀詫間豊浜線	多度津町東白方～三豊市詫間町、三豊市仁尾町～観音寺市豊浜町姫浜
県道高松善通寺線	坂出市府中町～丸亀市原田町
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道北風戸積浦線	直島町（全線）
県道高松牟礼線	高松市高松町～庵治町浜
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町
県道高松志度線	高松市新田町～さぬき市志度
県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田～豊中町比地大
県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大～仁尾町仁尾
県道三木牟礼線	三木町～高松市牟礼町
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町～仁尾町
さぬき浜街道	丸亀市昭和町～多度津町西港町

路線名	区間
都市計画道路室町新田線	高松市春日町～新田町
多度津町道1号線	多度津町西港町～東白方
多度津町道8号線	多度津町東白方～東白方

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第2次輸送確保路線と同等扱いとする。
(宮浦港)

【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
国道377号	東かがわ市西山～三木町奥山
県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新名
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田(全線)
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道高松善通寺線	高松市中新町～坂出市府中町
県道善通寺大野原線	善通寺市上吉田町～三豊市高瀬町下麻
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田
県道白鳥引田線	東かがわ市西山～引田(全線)
県道まんのう善通寺線	まんのう町四条～善通寺市与北町

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
高松港	重要港湾	香川県	朝日地区 朝日C地区	→臨港道路→臨港道路F地区7号線→臨港道路朝日町本線→都市計画道路高松海岸線 →臨港道路C地区14号線→県道高松東港線→都市計画道路高松海岸線
坂出港	〃	坂出市	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道
三本松港	地方港湾	香川県	三本松地区	→9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号
津田港	〃	〃	津田地区	→津田港臨港道路→市道臨港線→津田港臨港道路→国道11号
内海港	〃	〃	草壁地区	→国道436号
土庄港	〃	〃	大木戸地区	→畝木臨港道路→県道本町小瀬土庄港線→国道436号
宮浦港	〃	〃	宮浦地区	→臨港道路→県道北風戸積浦線
丸亀港	〃	〃	本港地区	→市道西平山港町線→市道港町区画5号線→さぬき浜街道
詫間港	〃	〃	経面地区	→臨港道路経面4号臨港線→臨港道路経面3号臨港線→県道詫間仁尾線
観音寺港	〃	〃	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

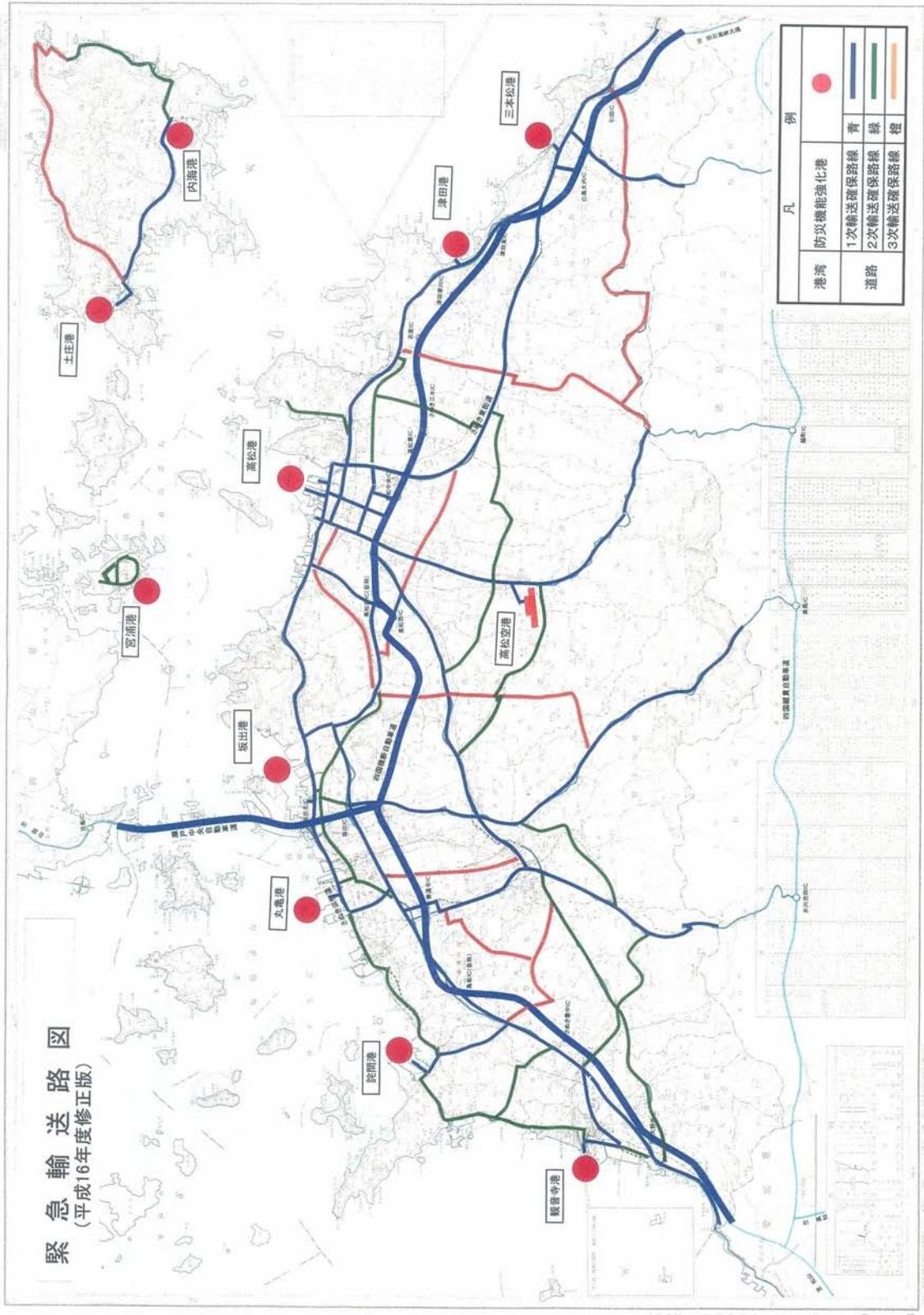
【空港】

名称	種別	管理者
高松空港	第二種空港	高松空港事務所

〔参考資料〕

- 2-14 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2-15 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2-16 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 13-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等

【緊急輸送路図】



第13節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

〔 主な実施機関
市町 〕

1 避難所の指定、整備

避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等を避難所として指定する。

避難所については、貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図るものとする。

また、避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

2 避難路の選定

避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとする。

3 避難勧告基準等の策定

地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。

4 避難に関する広報

避難所、避難路、避難方法、避難勧告及び指示の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し整備に努めるものとする。

なお、避難勧告又は指示については、避難情報伝達システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

5 避難計画の策定

市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

当該避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定める。

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その

他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

6 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

7 災害時要援護者への対応

市町は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

8 帰宅困難者への対応

市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

9 孤立地域への対応

市町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

[参考資料]

- 2-13 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書
- 14-1 避難所一覧

第14節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

【 主な実施機関
県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）
市町、(社)日本水道協会香川県支部 】

1 食料等の確保

- (1) 県は、米穀、乾パンについて、災害時の応急売却等に関して香川農政事務所とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県及び市町は、その他の食料についても、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 県及び市町は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 県及び市町は、被害を想定し、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して、飲料水の備蓄に努める。

3 生活物資の確保

県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、配送を行うための拠点施設を指定しておく。
- (2) 市町は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておくものとする。

[参考資料]

- 2-17 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書
- 2-18 米穀の調達に関する協定書
- 2-19 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-20 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-22 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 11-1 災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄状況及び米穀の保管状況
- 11-7 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-8 生活必需物資等の調達方法
- 12-3 給水機器保有状況
- 12-4 水道施設耐震点検実施計画策定指針
- 12-5 水道施設耐震化促進計画策定指針
- 12-6 飲料水及び給水資機材の確保にかかる計画策定指針
- 12-7 地震災害発生時の水道施設の応急措置計画策定指針
- 12-8 水道施設の応急復旧計画策定指針

第15節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、必要な防災教育を行う。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第16節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関
県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、市町
香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 協力体制の確立

県及び市町は、香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県災害ボランティア協議会との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

3 ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第17節 災害時要援護者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

〔	主な実施機関	〕
	県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課 障害福祉課、観光振興課）	
	市町	

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の管理者は、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- ・ 利用者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
- ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。
- ・ 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。

2 在宅の災害時要援護者の対策

- (1) 市町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、災害時要援護者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (2) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の災害時要援護者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 保健所は、難病患者への対応のため、市町との連携を図る。

3 外国人の対策

- (1) 市町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 県及び市町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

4 旅行者等の対策

市町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 災害時要援護者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-31 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

第18節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、震災時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 総合訓練

県及び市町は、大規模な震災を想定して、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助、避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

県及び市町は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

3 図上訓練

県及び市町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、災害時要援護者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び市町は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

5 非常通信連絡訓練

県、市町及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

6 非常招集訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

7 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、災害時要援護者の安全確認・避難誘導等の訓練を行うものとする。

8 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、市町と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

第19節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、市町、防災関係機関 〕

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、県及び市町は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

県及び市町は、防災週間や火災予防週間の防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

なお、普及啓発に当たっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 事業所における防災の促進

県及び市町は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

[参考資料]

第1章第3節 香川県の主な地震被害

6-1-1 気象庁震度階級関連解説表

第20節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織のリーダーの研修に努めるものとし、県はこれを支援する。

県及び市町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

- 〔 平常時 〕
の活動
- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における市町との役割分担等についての市町との協議
 - ④災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤地域の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知
 - ⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
 - ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
 - ・ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握
- 〔 災害時 〕
の活動
- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

[参考資料]

17-10 自主防災組織の現況

第 2 1 節 愛玩動物の保護計画

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

主な実施機関
〔 県（生活衛生課、保健福祉事務所、畜産課）、市町、香川県獣医師会、動物愛護団体 〕

1 愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 避難所における動物の適正飼養対策

県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難してきた動物（以下「愛玩動物」という。）の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制等を整備する。

市町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。

また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対するの相互理解を深めるよう努める。

3 被災動物愛護活動

県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。

また、県は、市町、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。